

～新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けたお願い～

自動車運送事業の申請・届出等の書類は、
できるだけ、

郵送によりご提出ください。

期間：令和3年8月27日（金）～令和3年9月12日（日）

書類を郵送によりご提出いただく際にお願いしたいこと

○申請・届出にかかる内容の確認や修正等の連絡は、電話等により行います。
また、申請・届出の処理が終了したのち発行する事業用自動車等連絡書
や申請書・届出書の控えは、郵送にてお送りいたします。

申請・届出を郵送にて提出いただく際は、**極力、簡易書留をご利用いただき、連絡先等を記載したメモなどをご同封ください。**

○郵送いただく際に同封いただきたいメモの内容

- ◆事業者名
- ◆ご担当者のお名前・役職
- ◆ご住所（返送先）
- ◆ご連絡先（メールアドレス及び電話番号）
- ◆関係書類（連絡書等）の受け取り方法（郵送・窓口での受け取り）

※郵送での受け取りを希望される場合は、返信用封筒のご同封にご協力ください

○郵送先

〒880-0925
宮崎市本郷北方字鶴戸尾2735-3
宮崎運輸支局 輸送・監査部門 あて

○行政相談のみメールでも受け付けます。

E-mail : qst-rmy-ykt@mlit.go.jp

○やり取りのイメージ

申請者

- ◆申請書等一式
- ◆連絡先等のメモ
- ◆返信用封筒

① 郵送

④ 必要に応じ、電話
等でやりとり

⑥ ⑤を郵送

運輸支局

② 受理

③ 審査（補正要否の確認）

⑤ 認可書・連絡書等作成

○郵送にて提出をいただき、返送を行う場合は、窓口での対応に比べ、
郵送にかかる時間が必要となります。

あらかじめご了解をいただくとともに、余裕を持ってご提出をいただ
きますようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、外出の自粛や人との接触機会の低減などが呼びかけられており、
自動車運送事業の手続きも、できるだけ来庁を控えていただくことが、皆様の感染リスクを抑え、社会全体の感
染拡大防止につながるものと考えております。

このため、自動車運送事業の許可・認可・届出等の手続きを行う際には、特に問題のない限り来庁を避けてい
ただき、できる限り申請書・届出書等を郵送等にてご提出をいただけますよう、ご協力をお願いいたします。

宮崎運輸支局 輸送・監査部門